

【重要】 このお知らせは、必ず保護者に渡してください。

令和2年度私立高等学校等奨学のための給付金 ～家計が急変した世帯へのお知らせ～

制度概要

「奨学のための給付金」は、授業料以外の教育費の負担軽減のために実施されている給付金です。

通常は、道府県民税・市町村民税の所得割（以下「所得割」という。）が非課税の世帯、または生活保護（生業扶助）受給世帯が対象ですが、新型コロナウイルスの影響に伴い、対象世帯を広げることとなりました。

今回新たに、「**家計の急変によって、所得割が非課税に相当する水準まで収入が激減した世帯**」も対象となります。

なお、「奨学のための給付金」は返済の必要はありません。

要件

次の①～⑤の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 家計の急変により収入が激減し、保護者等（親権者全員）の道府県民税及び市町村民税の所得割（以下、「所得割」という。）が非課税である世帯に相当すると認められること（※1）
- ② 生活保護（生業扶助）受給世帯ではないこと
- ③ 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること（※2）
- ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと
（令和3年3月1日までに復学した場合は給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
- ⑤ 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること
（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）

※1 家計急変前後の収入を証明する書類（給与明細など）を元に、家計急変の発生後1年間の年収見込額を推計します。
この年収見込額が、所得割が非課税に相当すると確認できる必要があります。

一時的に収入が激減したものの、その後収入が回復するなど、年収見込額を推計すると所得割が非課税に相当しない場合は対象となりません。

※2 保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

申請先

在学する高等学校等

申請期限

学校が定める期限

申請に必要な書類

○ 全区分共通で提出する書類

(1) 「奨学のための給付金 受給申請書」(以下「受給申請書」という。)

⇒ **様式第1号の5**を使用してください。

なお、受給申請書の提出後に、申請者の変更(例：離婚・死別等による親権者の変更)、申請者の住所や連絡先の変更があった場合は、学校から申請事項変更届(様式第2号)の用紙をもらい、学校に提出してください。

(2) 奨学のための給付金に係る誓約書

(3) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

⇒ 家計急変が発生したことがわかる書類を提出してください。

(例) 離職票、雇用保険受給者資格証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出 など

なお、(例)のような公的な証明書類が提出できない場合は、「家計急変に関する申立書」を提出してください。

(大阪府ホームページに様式を掲載しています)

(4) 家計の急変前及び急変後の収入を証明する書類(※1、※2)

⇒ **次の①及び②の書類を両方提出してください。**

① 家計が急変する前の収入を証明する書類

(例) 令和2年度(令和元年収入分)の課税証明書(原本)

令和2年度分の市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書(写し) など

② 家計が急変した後の収入を証明する書類

(例) 会社作成の給与見込

給与明細(申請する月の直近3ヶ月分)

税理士又は公認会計士の作成した証明書類 など

※1 保護者等(親権者全員)の収入を証明する書類が提出できない場合(例：海外単身赴任の場合等)、給付金を受け取ることができません。

※2 控除対象配偶者が、所得割を課されていない(令和元年の収入が100万円以下)場合は、添付を省略することができます。

省略する場合、受給申請書2ページの「課税証明書等の省略」欄の□にチェックしてください。

(5) 生徒本人の健康保険証の写し

⇒ 受給申請書2ページの指定箇所に貼り付けてください。

(6) 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類

⇒ 年収見込額の推計に用います。

(例) 扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書 など

(7) 「住民票」

⇒ 発行後3カ月以内のものを提出してください。

○ 以下の書類は、区分2で申請する方のみ提出

(8) 「15歳(ただし中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている子の健康保険証の写し」

⇒ 15歳以上23歳未満の子とは、平成9年7月3日から平成17年4月1日までの間に生まれた子が該当します。

(生徒本人が通信制の高等学校に通う場合は提出不要です)

(9) 「兄弟姉妹の高等学校の在学証明書」

⇒ 次の①または②に該当する場合は提出してください**(生徒本人が通信制の高等学校に通う場合は提出不要です)**。

① 高等学校等に在学する兄弟が23歳以上であるとき

② 兄弟姉妹のうち、弟妹が通信制の高等学校に在学しているとき

給付金額（次のアとイの合計額を給付します）

ア 家計の急変が発生した時期により、給付金額が異なります。

- ① 令和2年6月30日以前に家計が急変した場合 → 下表の給付金額を支給します。
 - ② 令和2年7月1日以降に家計が急変した場合 → 下表の給付金額の一部を支給します（※）。
- ※ 給付金額を12カ月で割った金額に、申請日が属する月の翌月から令和3年3月までの月数を掛けて算出。

| 区分 | 対象生徒の区分 | 給付金額 | |
|----|---|----------|---------|
| | | 全日制・定時制 | 通信制 |
| 1 | 区分2に該当する兄弟姉妹のいない生徒 | 103,500円 | 38,100円 |
| 2 | 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合 (※1 ※2 ※3) a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合 | 138,000円 | |

- ※1 働いていないこと。ただし、収入が扶養の範囲内の方は除きます。
- ※2 年齢及び扶養者の状況は、健康保険証の組合員氏名が保護者等（親権者）であることで判断します。
- ※3 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者（親権者）に扶養されていることが必要です。
養子縁組をしていない再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹に該当しません。

イ オンライン学習に係る通信費相当額の追加給付（家計の急変が発生した時期により、給付金額が異なります）

- ① 令和2年6月30日以前に家計が急変した場合 → 10,000円を追加給付します。
 - ② 令和2年7月1日以降に家計が急変した場合 → 別途算定した金額を追加給付します（※）
- ※ 申請日が属する月の翌月から令和3年3月までの月数に、1,000円を掛けて算出。

給付金申請及び支給の流れ

- ① 学校を通じて、給付金の受給申請に関する事務手続きや支給を行います。保護者の皆さんには、学校の設置者に、給付金の受給申請に関する事務手続き及び給付金の代理受領を委任していただきます。
- ② 給付金は学校から保護者の口座に振り込まれます。**ただし、未納・未収金がある場合は、給付金を充当して相殺し、残金がある場合は残金が学校から保護者等の口座に振り込まれます。**
- ③ 給付金が振込まれるまで、授業料以外の学校納付金の納付が困難で、一時的な納付猶予を希望する場合は、学校にご相談ください。

制度に関する問合せ先

- 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005
 - 教育庁 私学課 奨学のための給付金担当 電話：06-6941-0351（代） FAX：06-6210-9276
- 〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階
- ※お電話の際は、「家計急変世帯向けの奨学のための給付金の件」とお伝えください。